

法人代表者 各位

川崎市健康福祉局障害保健福祉部長

令和 7 年度第 1 回グループホームの新規開設及び定員増に係る選定委員会の  
開催について（募集）

日頃から、本市障害福祉行政に御協力いただき、ありがとうございます。

例年、グループホームの新規開設及び定員増に係る川崎市障害者共同生活援助事業所選定委員会（以下「選定委員会」という。）につきましては、年 1 回の開催としておりましたが、地域の暮らしを実現し安心して住める住まいの場であるグループホームを積極的に整備する観点から、令和 7 年度におきましては、計 3 回開催することにいたしました。

この度の第 1 回選定委員会開催分につきましては、令和 7 年度及び令和 8 年度におけるグループホームの新規開設及び定員増となります。

ついては、特に令和 7 年度中に新規開設及び定員増を希望される場合には、「4 開催スケジュール（予定）」について」を御確認の上、次の書類を御提出ください。

なお、第 1 回選定委員会開催分については、選定結果通知後から、新規開設及び定員増の手続きの開始が可能となります。

## 1 提出書類

- (1) 川崎市障害者共同生活援助選定委員会必要書類提出票
  - (2) 障害者共同生活援助事業計画書（第 1 号様式）
  - (3) 組織体制図（参考様式 7 又は 任意様式）
  - (4) 「介護給付費等算定に係る体制に関する届出様式」  
別紙 2－3 「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」
  - (5) 当該共同生活住居の間取り・居室の面積等がわかるもの（平面図）
  - (6) 当該共同生活住居と既存の共同生活住居の位置関係がわかるもの（配置図）
  - (7) 研修計画
  - (8) （本市で初めて共同生活援助事業所を開設する場合）  
法人の運営状況、運営事業等がわかる書類（定款、決算報告書等）
- ※ 令和 9 年 3 月 1 日までに開所できる計画であること。（翌年度への繰越しはできません。）

## 2 提出期限 **令和 7 年 9 月 1 6 日（火）必着（消印有効）**

- ※ 御提出いただいた書類については、記載内容によって提出書類を補正し、書類を再提出いただく場合がございます。また、記載内容確認のために面談をお願いする場合があります。
- ※ 提出書類は期限に余裕をもって御提出ください。

### 3 書類提出先

郵送もしくは持参により御提出ください。

#### 【提出先】

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎12階  
川崎市健康福祉局障害者施設指導課 事業者指定担当

### 4 開催スケジュール（予定）について

本年度は選定委員会を、今回を含めて3回開催する予定です。開催予定は次のとおりです。

|     | 募集期間                   | 選定委員会開催日  | 選定結果通知              | 最短開所日          |
|-----|------------------------|-----------|---------------------|----------------|
| 第1回 | 令和7年7月31日<br>～9月16日    | 令和7年10月上旬 | 令和7年10月下旬<br>～11月上旬 | 令和8年<br>2月1日以降 |
| 第2回 | 令和7年9月中旬<br>～11月中旬     | 令和7年12月下旬 | 令和8年1月上旬<br>～1月中旬   | 令和8年<br>4月1日以降 |
| 第3回 | 令和7年11月中旬<br>～令和8年1月中旬 | 令和8年2月下旬  | 令和8年3月上旬<br>～3月中旬   | 令和8年<br>7月1日以降 |

※選定結果の通知後から新規開設及び定員増の手続きを開始いたしますので、希望する開設日等にあわせて書類を御提出ください。

なお、応募状況によっては、次回の選定委員会に持ち越す可能性がございますので、あらかじめ御了承ください。

※上記は現時点での予定となっており、今後変更になる可能性がございます。詳細は都度募集案内を御確認ください。

### 5 補助金について

グループホームの新規開設及び定員増に際しましては、それぞれに定める補助要件に適合する場合、以下の補助金が活用できます。

- ・川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金
- ・川崎市障害者共同生活援助敷金等事業補助金
- ・川崎市障害者共同生活援助事業運営費補助金

なお、各補助金についての手続きは、「障害福祉情報サービスかながわ」にて御案内いたします。

※「川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金」の詳細については、別紙お知らせを御確認ください。

令和6年度に本市ではグループホーム恵にて食材料費の不正請求により一部効力を停止する事案が生じております。グループホームについては障害者の住まいの場所としての重要なサービスとして位置付けております。事業者が運営を行うにあたっては、障害者が地域の中で安心して生活できる場所を提供するための取り組みが必要なことに留意してください。

(障害者施設指導課事業者指定担当)

電 話 044-200-2927

FAX 044-200-3932